

平成28年度事業計画

I 情勢認識

(1) 赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金運動」として始まり、本年、70回目を迎える。この間、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため、様々な取り組みを行ってきたところである。

近年、様々な要因から、募金の減少傾向が続いている一方で、社会課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズが拡大してきており、共同募金関係者は、こうした需要に応えられるよう、募金減少傾向の改善とさらなる運動の活性化を図らなければならないと認識している。

(2) こうしたなか、中央共同募金会では本年2月、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」が答申として出された。答申は、運動の再生に向け、組織や助成、募金のあり方等の計画的見直しを要請している。これらの内容は、共同募金関係者共通の重要課題であり、その実現をめざし真摯に取り組むことが求められている。

(3) 今回の社会福祉法の改正は、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取り組みの実施等、公益性・非営利性を確保する観点から社会福祉法人制度を見直し、地域社会に貢献する法人としてのあり方を徹底することが目的である。社会福祉法人としての共同募金会としても、法改正に伴う組織や事業のあり方の見直しが必要であると認識している。

II 事業展開の方針

地域福祉を取り巻く環境は、公的な福祉制度が充実してきている一方で、社会的孤立、孤独死や自殺者、DVや児童虐待、また災害時の被災者支援など、公的サービスでは十分対応しきれていない様々な地域生活・福祉の課題がますます顕在化している。

このようななかで、自治体や住民組織、社会福祉協議会、NPO等の協働による地域社会における日常的な支えあい活動の必要性が高まっており、地域を基盤とした様々な活動を一層育成し、活性化していくことが求められている。

こうした地域の福祉活動を支えるしくみである共同募金の役割の重要性もこれまで以上に高まりつつある。

一方、共同募金実績額をみると、全国的に減少傾向が続いており、本県においても同様の傾向であり、このまま推移すると、地域福祉の財源確保に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このため、まず「じぶんの町を良くするしくみ」としての共同募金を地域に定着

させ、より一層この運動への理解と協力が得られるよう、効果的な運動展開を図るとともに、新たな募金方法の開拓などにより募金減少傾向の改善に努める必要がある。

また、今回、社会福祉法の改正及び中央共同募金会の共同募金運動創設70年答申が示されるのに合わせ、共同募金会の今後の運営の在り方等について検討する必要がある。

一方、災害関係では、東日本大震災のような県外の大規模災害のみならず、今後いつ起こるか分からない県内の突発的な災害に対しても迅速に対応できるよう体制を整えておく必要がある。

以上のような事業展開の方針のもと、平成28年度における事業計画を策定するものとする。

Ⅲ 事業実施の内容

1. 共同募金運動の推進強化

(1) 共同募金運動推進強化事業

平成7年をピークに募金の減少傾向が続いているなか、市町村における募金活動・広報活動の活性化を図り、市町村共同募金委員会の募金の増額につながる取り組みや広報活動を引き続き積極的に支援する。

(2) 新たな募金グッズの企画・制作

市町村共同募金委員会担当者の意見を反映するなどした新たな募金グッズを企画・制作し、職域募金の増額及び新たな寄付者の開拓に努める。

(3) テーマ型募金（目的募金）の推進

共同募金運動期間の拡大の機会を活用し、平成25年度から、赤い羽根共同募金「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトを実施しているところであるが、本年度より名称を変更し（赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」）、助成対象を広げるとともに公募方式を導入し、より多くの活動団体の参加によりこの取り組みの拡大実施を図る。

(4) 法人募金・職域募金の推進

企業の社会貢献活動との連携などにより法人募金・職域募金の推進に努める。

(5) 赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」の推進

法人募金強化の一環として、本年度より、赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」の推進を図る。

これは、趣旨に賛同いただける企業等の「寄付つき商品・企画」づくりを共同募金会が支援し、当該商品の売り上げの一部が共同募金となるというプロジェクトで、企業等からの寄付金は各地域及び県域の福祉活動に使われることとなる。

2. 住民の支えあい活動支援の充実

(1) 赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業

住民参加の地域福祉活動に対し地域の実情に配慮した効果的助成となるよう各市町村共同募金委員会に一定の助成財源を交付し、共同募金委員会から地域の福祉活動団体に助成を行う。

(2) 赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業

市民が自発的・組織的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人が行う福祉及び福祉を主体とした活動に対し公募方式により助成を行う。

3. 共同募金広報の積極的展開

(1) インターネットを活用した共同募金助成その他の情報提供

①赤い羽根データベース「はねっと」

②ホームページ

(2) 新聞広告の掲載

(3) マスコミ等の協力による共同募金運動に関する広報活動

①マスコミ等への情報提供による新聞掲載等

②共同募金テレビ・ラジオスポットの放送

③イベントを通じた広報・情報提供（初日行事、配分交付式等）

(4) 配分結果報告書等の作成配付（各戸配付用）による使途の周知

(5) 受配施設・団体・社協等の共同募金受配明示の徹底と助成を行った施設・団体・社協等からの住民への情報提供依頼

4. 岡山県共同募金会 企画・推進会議（仮称）の設置運営

社会福祉法の改正及び中央共同募金会の共同募金運動創設70年答申が示されるのに合わせ、現状を把握するとともに今後の運営の在り方等について本会会長の諮問に応えるべく、「岡山県共同募金会 企画・推進会議（仮称）」を設置し、「意見具申」を得る。

5. 歳末たすけあい募金の実施

(1) 地域歳末たすけあい

地域歳末たすけあいについては、従来からの歳末見舞金品贈呈に加え、事業活動への助成を行うなど、歳末たすけあい運動の特性と地域の実情に応じた適切な運動の実現に努める。

(2) NHK歳末たすけあい

NHK岡山放送局と連携した募金活動を行い、在宅重度障がい者支援及び障がい者就労支援等に重点を置いた助成に努める。

6. 災害等への対応

(1) 災害たすけあい募金の実施

大規模な災害が発生した場合、被災者救援のため、県、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、NHK等と連携し、適切な義援金の受入れ・送金業務を行う。

(2) 災害支援の実施

①「災害等準備金制度」の運用

中央共同募金会、他府県共同募金会等と連携を図りながら、大規模災害に対し迅速な対応を行う。

②「県内災害対応資金」の運用

県内の災害救助法等が適用されない災害に対し、迅速な対応を行う。

(3) 緊急配分金の運用

災害見舞金、災害緊急配分などをはじめとした臨時的かつ緊急を要するものへの迅速な配分を行う。

7. 市川基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、青少年の健全育成のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

8. 受配者指定寄付金の受入れ・審査及び本制度の積極的活用

社会福祉に著しく寄与すると認められる緊急性の高い用途を指定した寄付申込みがあった場合は、審査基準に基づき、寄付者及び配分対象の実態を十分調査のうえ、適正な受入れ及び配分を行う。

また、制度の積極的活用を関係方面に働きかける。

9. 顕彰の実施

共同募金運動の推進に長年功労のあった関係者、団体の顕彰を行うとともに、篤志高額寄付者に対して感謝状を贈呈する。

(1) 全国社会福祉大会における顕彰

①厚生労働大臣表彰

②中央共同募金会会長表彰

(2) 岡山県総合社会福祉大会における顕彰

①県知事表彰

②県保健福祉部長表彰

③県共同募金会長表彰

(3) その他、共同募金会表彰規程に基づく表彰

10. 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。

11. 車両競技公益資金記念財団助成事業への協力

車両競技公益資金記念財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。